

物品購入に関わる不正について

物品購入に関わる不正とは：

- ・ 業者取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ研究費等を支払い、支払った代金を業者に預け金として管理させ、動物実験施設の改修工事費用に充当していた。
- ・ 研究費が余ったため、実際には翌年度4月以降の納入予定物品を、業者に年度内納入済みとして書類を作成させ、未納入物品の代金を先払いした。
- ・ 研究費が足りなくなったため、当該年度に納品された物品の納品書の日付を空欄にするよう業者に指示し、新年度以降の予算で支払った。

故意はもちろん、知らずに不正使用してしまうことがないように、研究費不正の事例および、本学の取組について記載いたします。

＜本学で実際に起きた事例＞

（預け金／ハイテク・リサーチ・センター整備事業）

＜不正使用の概要＞

- ・ 2011年7月の報道関係の取材で明らかになった。
- ・ 元理学部准教授（2012年3月に退職）は文科省の「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に研究者の一人として参加しており、事業の最終年度の2005年度に研究費の配分を受けていたが、当該元教員は、そのうち500,000円について、2005年度末に業者に架空の請求書の作成を依頼、実際には納品が無いにもかかわらず、納品されたとして請求書に基づき業者に代金を支払い、その資金を業者に預け、翌年度になって学内経費と「預け金」を合算し、研究用の機器備品を購入していた。（2013年4月ホームページにて公表）

＜他大学で実際に起きた事例＞

（目的外使用、不適切な物品管理）

＜不正使用の概要＞

- ・ 公益通報制度に基づく通報があり、その後、研究費不正（学外者へ物品等を研究の目的以外で貸与）の疑いが発覚した。
- ・ 当該教員は、研究用の物品について、大学事務局を通じて、正規の手続きにより発注・納品させ、大学事務局から引き渡した後、研究活動とは関係のない学外者に長期間（数年間程度）貸与した。学外者が物品を所持していることを日頃から確認し、備品監査の際は、学外者から一時返却させることなどにより内部監査を欺いていた。
- ・ 一部の物品については、学外者に貸与する目的で購入したものとして目的外使用（私的流用）、その他の物品については不適切な物品管理と判断された。

＜物品購入に関わる不正防止への本学の取組＞

本学では、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」対応して各種取り組みを実施しています。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	【左記に対する本学の取組】
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 （機関に実施を要請する事項）【抜粋】</p> <p>（1）予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。</p> <p>（2）発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</p> <p>（3）～（略）～不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。</p> <p>（4）発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。</p> <p>～（略）～</p> <p>（7）特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。</p>	<p>○各種申請書等に支出財源の記載欄を設け、事前に支出財源を特定する。</p> <p>○書籍、実験材料及び印刷物等の納品先および、納品書・請求書の送付先を原則発注・検収センターとする。</p> <p>○公的資金の計画的な執行を促すため10月頃に執行スケジュールに関する注意喚起を行い、さらに12月～1月にかけての年度末執行スケジュール案内の際にも注意喚起をメール配信により実施する。</p> <p>○「立教大学公的研究費利用による不正取引に対する措置基準」を定めると同時に、一定の取引実績のある業者に、監査等への協力要請及び不正に関与しない旨の「誓約書」の提出を求める。</p> <p>○公的資金を財源に取得した物品等の棚卸し業務を実施する。</p> <p>○取得価格5万円（消費税込み）以上の物品の用品または備品登録を実施する。</p> <p>○取得価格が5万円（消費税込み）未満の「消耗品」のうち、換金性の高い物品を「管理消耗品」と定め、管理消耗品登録を実施する。</p> <p>○公的資金を財源に取得した物品等に公的資金で購入したことを明示するラベルの貼付を行う。</p> <p>○特殊な役務契約に関する発注・検収に関する体制を整備し、発注・検収を実施する。事後抽出により、これらの知識を有するコンプライアンス推進責任者等により、発注・検収センター以外の検収を実施し、その結果を不正防止計画推進本部会議に報告する。</p>

以上